

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
III. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）	III. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）
III-2 業務の適切性（共通編）	III-2 業務の適切性（共通編）
III-2-4 顧客等に関する情報管理態勢 (略)	III-2-4 顧客等に関する情報管理態勢 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 個人情報管理に係る留意事項 ①～③ (略) <u>(新設)</u>	(2) 個人情報管理に係る留意事項 ①～③ (略) <u>④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第11条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である顧客から適切な同意の取得が図られているか。</u> <u>イ. 金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人である顧客からPC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である顧客が明確に認識できるような仕様としているか。</u> <u>ロ. 過去に個人である顧客から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である顧客の同意を取得しているか。</u> <u>ハ. 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である顧客において個人データの提供先</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。</u></p> <p><u>二．第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である顧客との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である顧客が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。</u></p>